

青森県報

第二千九百六十八号

平成二十年
八月六日
(水曜日)

目次

告 示

基本測量の実施	……………	(監理課)	…
公共測量の実施	……………	(同)	…
道路の区域の変更	……………	(道路課)	…

公 告

開発行為に関する工事の完了	……………	(建築住宅課)	…
建設業者の許可の取消し	……………	(中 南 地 域 民 局)	…
右 同	……………	(同)	…
右 同	……………	(同)	…
右 同	……………	(同)	…
右 同	……………	(同)	…
右 同	……………	(同)	…
選挙管理委員会	……………	(同)	…

青森県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正	……………	(事務局)	…
------------------------------------	-------	-------	---

雑 報

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により公立
 大学法人青森県立保健大学が定める開示請求があつた場合
 において直ちに開示することができる保有個人情報……………

(公立大学法
 人青森県立
 保健大学 ……
 ……
 ……)

告 示

青森県告示第五百七十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法
 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量(空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業)
- 二 作業期間
平成二十年七月十一日から平成二十一年三月二十日まで
- 三 作業地域
三 沢市
三 沢市
むつ市
東北町
七戸町
野辺地町
横浜町
六ヶ所村
東通村

青森県告示第五百七十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測
 量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第
 三項の規定により公示する。

平成二十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
五戸町
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真撮影、デジタルマッピング）
- 三 測量の期間
平成二十年八月一日から平成二十一年三月二十日まで
- 四 測量の地域
五戸町

青森県告示第五百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年九月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間			変更 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
1	県 道	八戸大野線	八戸市大字十日市字上樋田二四から 八戸市大字十日市字西六二の一まで	八戸市大字十日市字上樋田二四から 八戸市大字十日市字上樋田二九まで	八戸市大字十日市字上樋田二四から 八戸市大字十日市字西六二の一まで	二四・〇〇メートルから 四五・〇〇メートルまで	一八〇・〇〇メートル		
			八戸市大字十日市字西六二の一まで	八戸市大字十日市字上樋田二四から 八戸市大字十日市字上樋田二九まで	二四・〇〇メートルから 五〇・〇〇メートルまで	一八〇・〇〇メートル			

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
三戸郡階上町大字赤保内字野沢九の二 九、九の一三三及び九の二二七から九 の一三七まで	三戸郡階上町蒼前東四丁目六の一六一 有限公司 タケダサブライ
三沢市前平一丁目三の一から三の七ま で、四の一から四の七まで、五の一か ら五の七まで、六の一から六の九まで 及び七の一から七の九まで（第六工区）	三沢市桜町一丁目一の三八 三沢市土地開発公社
三沢市新森一丁目一、新森二丁目一、 二、三の三、一〇及び一一の一部（第 六工区）	三沢市桜町一丁目一の三八 三沢市土地開発公社
五所川原市大字金山字千代鶴五の七九、 五の八一、五の一二五から五の二二八 まで及び五の一三一	五所川原市大字金山字千代鶴五の七九 有限公司 松風窯 五所川原市大字金山字千代鶴五の七九 津軽金山焼窯業協同組合

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 工藤建具

二 氏名 工藤 哲司

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字寒沢町一六の一七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第九一九七号

五 取消年月日 平成二十年七月一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実
平成二十年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 下山建具製作所

二 氏名 下山 定夫

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字中野一丁目六の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五八八七号

五 取消年月日 平成二十年七月一日

六 取消しに係る建設業の許可

建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年六月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ニューハウス石岡

二 氏名 石岡 房雄

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字下湯口字村元四の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五三三五号

五 取消年月日 平成二十年七月一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実
平成二十年六月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社石澤技建

二 代表者の氏名 石澤 清一

- 三 主たる営業所の所在地 黒石市末広一四三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一〇二八九号
- 五 取消年月日 平成二十年七月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年一月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社木村工業
- 二 代表者の氏名 木村 勤
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字三和字川合一八八の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一〇六五八号
- 五 取消年月日 平成二十年七月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、とび・土工、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工藤重組
- 二 代表者の氏名 工藤 和行
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市追子野木三丁目一二五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第三三九九号
- 五 取消年月日 平成二十年七月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

平成二十年三月二十八日青森県選挙管理委員会告示第二十号(青森県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成二十年八月六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙(青森市)の候補者氏名森内之保留の第1回分の表中

「収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (郵便番号)

円

田田田田田田田田 収 総 300,000

支部連合会			
姓名 将輝	会社役員	540,000	
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		4,500,000	
今回 計		5,340,000	
前回 計		0	
総 計		5,340,000	を
「収入			」を
主たる寄附			
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
田田民主党青森県	政 党	300,000	
支部連合会			
森内のぼる政経研	政治団体	2,775,571	
研究会			
姓名 将輝	会社役員	540,000	
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		1,724,429	
今回 計		5,340,000	
前回 計		0	
総 計		5,340,000	」訂正する。

雑 報

公立大学法人青森県立保健大学告示第二号

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第二十条第一項の規定により、開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報等を次のとおり定めたので、公立大学法人青森県立保健大学が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成二十年四月公立大学法人青森県立保健大学規程第四十五号)

の規定によりその例によることとされている知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十一年五月青森県規則第五十五号)第七条第一項の規定により告示する。

平成二十年八月六日

公立大学法人青森県立保健大学
理事長 リボウィッツよし子

開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報		
個人情報の名称	保有個人情報の項目	開示請求を行うことができる期間
事務職員採用 選考試験	書類選考の筆記試験並びに論文試験の得点並びに順位 試験の得点及び順位 総合得点及び順位 最終試験の得点 最終順位 最終順位	試験結果の通知の日から一月間
		開示請求を行うことができる場所
		青森県立保健大学事務局経営企画室

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭